

ID: 126

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	入浴の停止又は廃止		
例規名 根拠条項	村田町障害者地域生活支援事業実施規則 第70条第1項		
例規番号	平成27年規則第14号		
【基準】			
<p>第69条及び第70条の規定による。 (遵守事項)</p> <p>第69条 利用の決定を受けた者(以下この章において「受給者」という。)は、入浴に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 入浴をするときは、1名以上の付添人を付け入浴に立会うこと。 (2) 入浴する者は、入浴前に入浴の可否を意思表示し、付添人がこれを確認すること。 (3) 係員の指示に従うこと。 (入浴の停止又は廃止)</p> <p>第70条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、入浴を停止又は廃止することができる。</p> <p>(1) 入浴により心身に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。 (2) 前条各号のいずれかに反する行為があったとき。 (3) 事業実施上支障のある行為があったとき。 (4) 町外へ転出又は病院に入院し、若しくは施設に入所したとき。 (5) その他訪問入浴サービスの必要がなくなったと認められるとき。</p> <p>2 町長は前項の規定により、入浴を停止又は廃止した場合は、訪問入浴サービス利用停止(廃止)通知書(様式第31号)により申請者及び受託事業者に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日